

ストレスチェック フォローアップセミナー

いくら遅くとも、2017年3月末までには
労働基準監督署への結果報告を！

以下のような**相談**が、現在、
当法人に**多数**寄せられています！
★**実施者が不在で
労基報告ができない**
・ストレスチェックの実施者は、
医師等の国家資格をもつ個人
です。この実施者情報も労基へ
の報告項目になっています。

実施者不在のストレス
チェックは**違法**です！



50人以上の事業所
は**法令義務**

☆今回のセミナーでは、Well診断を
使った事業所の**組織診断分析結果**
のリアルな事例もご紹介します。

- 他社の受検率はどれくらい？
- 高ストレス者出現率は？
- 面接指導実施率は？
- ストレスチェック制度の活用方法は？

日時	2017年2月20日(月) 14:00~16:00 (受付13:30~)	会場	合同経営 3階 セミナールーム 高松市木太町3396-11 TEL 087-812-5031	参加費	無料
-----------	--	-----------	---	------------	-----------

お申し込み先 FAX:087-812-5036

貴社名					
所在地	〒				
TEL	()	-	FAX	()	-
お名前	お役職()				

社会保険労務士法人 合同経営とは 行政書士法人合同経営、税理士法人合同経営とともに、企業様に専門的ワンストップサービスを提供する人事労務の専門家の法人です。



社会保険労務士法人 合同経営
〒760-0080 高松市木太町3396番地11 TEL 087-812-5031